

〈翻刻〉

【要旨】 真宗大谷派鹿兒島別院蔵

明治十一年三月整頓 琉球上申書類綴込*

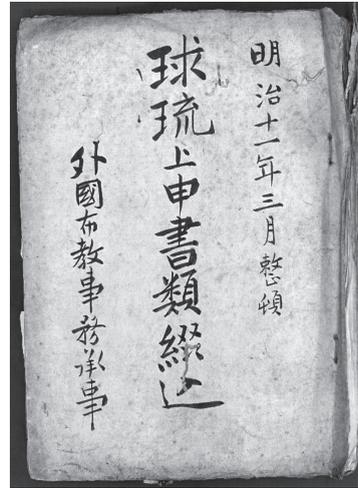
福島栄寿 知名定寛 川邊雄大 長谷暢

一、はじめに―本史料の調査と公開に至る経緯―

本史料の名称「琉球上申書類綴込」は、表紙に明記されている「明治十一年三月整頓 琉球上申書類綴込 外国布教事務承事」(以下「綴込」)を採用した。「綴込」に収められている文書類は、琉球布教を行っていた田原法水、清原競秀、自見凌雲を差出人として一八七六(明治九)年から一八七七(明治十)年の間に、真宗大谷派(東本願寺)本山寺務所の関係者宛へ上申されたものであるが、現在は真宗大谷派鹿兒島別院に収蔵されている。二〇一三年に、真宗大谷派沖繩別院職員長谷暢の調査により琉球布教に関する史料が鹿兒島別院に収蔵されていることが判明しており、長谷からの情報提供を得て、福島栄寿は、二〇一八年度より知名定寛(神戸女子大学教授)・長谷暢(前出)・川邊雄大(二松学舎大学非常勤

*編集委員会注 翻刻の全文は大谷大学学術情報リポジトリ (<https://otani.repo.nii.ac.jp>) の左記のURLに掲載。

<http://id.nii.ac.jp/1374/00008899/>



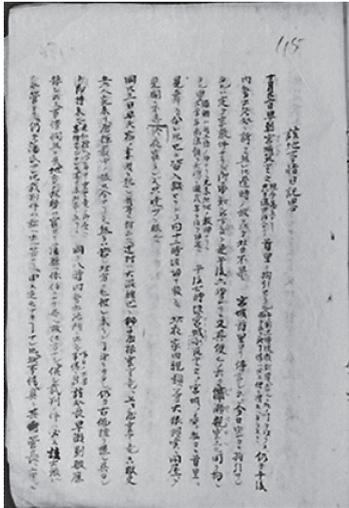
表紙

協同で翻刻内容全体の検討作業を行った。本「綴込」の公開に至る経緯は以上である。

二、書誌及び史料的价值

本「綴込」であるが、明治初年の琉球への真宗布教に関する一八七六（明治九）年三月付から一八七七（明治十）年十月十三日付までの文書が綴り込まれている。縦二八・〇cm、横二〇・二cmの縦長の表紙・裏表紙によって綴込の文書全体が大和綴じされて、保存状態は良好である。総丁数は、表裏の表紙を含めて七二丁、墨付けは六九丁である。その他、附箋類、文書間の一紙形態での決裁書や留書、裏表紙の後に（明治一〇年）十二月十二日付の葉書一葉と明治十一年九月三十日付の文書（野紙二丁）が綴り込まれているが、これらは総丁数からは除いた。目次には整頓時に付した文書名が並び、四点ある附箋は、文書類の綴込みの並びから、当初の整頓作業で綴り込まれた文書に追加された文書類を示していると推測される。

明治九年中に浄土真宗禁制下の琉球へと、真宗大谷派僧・田原法水（一八四三～一九二七）、清原競秀（一八二〇～一八九



「該地事情日記略」

七)、自見凌雲(一八四二～一九二七)が布教目的に渡航した。彼らは那覇・辻遊廓界隈の娼妓(ジュリ)たちを主な信徒として布教活動を行った。その様子は、知名定寛・福島栄寿・長谷暢『史料紹介』福岡県小郡市三沢光明寺藏 清原競秀『日々琉行之記』(『神女大史学』第三四号、二〇一七年)に知られる。

だが、そもそもなぜ、田原や清原たちは琉球への布教を思い立ったのだろうか。従来、この点が不明であった。一八七七(明治十)年十月二日から翌年二月にかけて、田原や清原たちの布教により入信した約三五〇名の信徒たちが、琉球藩庁に拘引され、処分される事件が発生した。いわゆる「第三次真宗法難事件」(以下「法難事件」)である。従来、この法難事件の顛末と廃琉置県(琉球処分)に与えた影響などに研究関心の中心が置かれてきたため、また史料制約もあり、彼らが琉球渡航を思い立った経緯は、不明な点が多かった。しかし、本「綴込」中の「清原昇道ヨリ琉球弘教着手見込之件申立ニ付云云件」(1①～④)からは、その辺りの経緯を窺い知ることができ、重要な史料群となっている。

さらに「綴込」について紹介すれば、本「綴込」中の文書の多くは、田原法水と清原競秀の連名による東本願寺本山関係者宛の上申書、願書や琉球布教の実情についての「具状」書の類と、彼らの上申や願に対する本山関係者の決裁書類である。中でも重要な史料を紙幅の都合で数点のみピックアップしておく。史料【6】「上申」・【7】「具状一ツ書」からは、法難事件発生以前より、田原、清原らが実際の布教活動において多くの困難を抱えていたことがわかる。他にも、『日々琉行之記』の内容から清原との友好的な関係が知られる備瀬知恒(一八二〇～一八七八)だが、史料【4②】の内容から、実は田原たちに対して相当に慎重な態度であったことがわかる。法難事件そのものについても、史料【18】「日記略」、【28】「該地事情日記略」に克明に記

されていて貴重である。史料【17①】「上申」には、田原が、本山当局に対して内務省を介しての事件解決、禁制打開を上申していることが知られる。この田原からの上申を受けた本山当局は、内務省に対して琉球藩庁との調停依頼に動き出すのである（史料【15】・【16】）。すなわち、本「綴込」からは、田原、清原たちの那覇での布教や琉球藩庁からの布教活動への抑制や法難事件の実態を知ることが出来る。加えて、田原たちが、本山当局と連絡を取り合い、また東本願寺も内務省の力を借りながら、法難事件の解決と、真宗禁制の打開に努めようとした動向が詳細に知られ、貴重な内容に満ちた史料群である。

〔附記〕本「綴込」の調査に際しましては、真宗大谷派鹿兒島別院御輪番隈部悟氏の御理解と多大なる御協力をいただきました。合わせて、史料公開にも快諾していただきました。記して感謝の意を表します。

なお、本翻刻は、JSPS 科研費 JP18K00088 による成果の一部である。

琉球上申書類綴込 史料一覧

史料番号	頁数	史料名称	差出	宛先	年月日	寸法 (cm) 縦	寸法 (cm) 横	形態	備考
	表紙	明治十一年三月整頓 琉球上申書類綴込 外国前政事務承事				28.0	20.2	本願寺 膠紙	墨付 4丁
	i-x	目次				18.8	26.5	本願寺 膠紙	
1-①	1-2	清原昇道ヨリ琉球弘教着手見込之件申立二付 云云件①	教育港大録事谷了然・教 育録事(佐藤)	議事(篠原)・准議事(窪 美)	明治九年四月 五日	23.3	16.1	本願寺 膠紙	
1-②	3-10	清原昇道ヨリ琉球弘教着手見込之件申立二付 云云件②	信行寺住職・清原昇道	本山寺務所長兼少教正篠 原順明	明治九年四月 一日	27.7	20.1	膠紙	甲四百三十号
1-③	11-12	長崎県下清原昇道ヨリ申立候琉球藩内弘教ノ 件	教育港大録事谷了然・教 育録事(細川・長沢)	議事(篠原)・准議事(窪 美・篠原・箕輪)	明治九年三月 二二日	23.8	16.4	東派寺 務所膠 紙	
1-④	13-18	清原昇道ヨリ琉球弘教着手見込之件申立二付 云云件③	清原昇道	本山寺務所長兼少教正篠 原順明	明治九年三月	27.6	20.1	膠紙	甲三百九十六号、「上申」。
2	19-20	田原・自見両名ヨリ申立二付仏具並五十代等 通送件	教育港事細川千歳・教育 録事(金浦)	本所局(小早川・石川舞 台・近松)	(明治)九年 八月二七日	23.5	16.4	本願寺 膠紙	
3-①	20-21 の間	田原「願書」二付沼留淳決教書	教育六級出仕金浦正弘	本所録事沼留淳	明治十年四月 十五日	15.8	6.3	一紙	綴込書状
3-②	21-22	田原法水ヨリ配紙領達下附願	琉球在留田原法水・清原 鏡秀	東派本願寺寺務所教育課 布教系	(明治)十年 二月六日	25.0	17.3	膠紙	坂四号、「願書」。22頁に附箋 (※1) 15.5×6.1
4-①	23-24	田原・清原「申立」二付石川宛細川「上申」	教育前長代理教育課五級 出仕細川千歳	本所長権中教正石川舞台	明治十年七月 十八日	26.2	18.9	本願寺 膠紙	「上申」。24頁に附箋(※2) 18.1 ×16.2
4-②	25-28	琉球人御礼上京可致云云等件四紙	琉球在留田原法水	本願寺寺務所教育課各位	(明治)十年 六月二八日	26.2	20.1	堅折紙	坂七号、25頁に附箋(※3) 12.0 ×2.6・附箋(※4) 2.7×2.3・27 頁に附箋(※6) 25.7×4.3・(※ 7) 12.9×4.7・(※8) 13.0×2.7・ 28頁に附箋(※9) 13.2×3.0
5-①	29-32	該地人入社願志ノ者へ賞与云云件上申三紙①	琉球藩在留田原法水・清 原鏡秀	本願寺寺務所教育課	明治十年六月 二八日	26.2	20.1	堅折紙	「上申」。30頁に附箋(※10) 13.0×3.5
5-②	33-36	該地人入社願志ノ者へ賞与云云件上申三紙②	琉球在留田原法水	本願寺寺務所二丁信長寺 住職権大講義細川千歳	(明治)十年 六月二八日	26.2	20.1	堅折紙	34頁に附箋(※11) 12.5×3.9
5-③	37-38	該地人入社願志ノ者へ賞与云云件上申三紙③	琉球在留田原法水・清原 鏡秀	本願寺寺務所教育課	(明治)十年 六月二八日	26.2	20.1	堅折紙	「上申」。37頁に附箋(※12) 15.8 ×9.7・(※13) 12.7×5.5・(※14) 12.8×5.4・(※15) 4.8×2.6
6	39-40	該藩抑制設置云云二付上申	在留田原法水	権中教正石川舞台	(明治)十年 八月二六日	26.2	20.1	堅折紙	坂百拾一号、「上申」。39頁に附 箋(※16) 15.3×20.1

【要旨】真宗大谷派鹿尾鳥別院蔵 明治十一年三月整理 琉球上申書類綴込

7	41-44	八月廿六日該藩景況巨細具状書	在琉球田原法水		(明治)十年 八月二六日	26.2	20.1	豎折紙	「具状一」書」
8	45-46	該地人員宗教弘通ノ風聞ニ付申合証文書	關所中各人名印		光緒三(明治 十)年六月	26.2	20.1	豎折紙	瑛百十一号、「証文書」。
9-①	47-48	細川宛田原「具状」添書	在琉球田原法水	本山寺務所教育課ニ予權 大講義細川千載	(明治)十年 八月二六日	26.2	20.1	豎折紙	
9-②	49	御消息金子等通信ニ付請書①	琉球在留清原鏡秀・田原 法水	本山寺務所教育課	(明治)十年 八月二四日	26.2	20.1	豎折紙	瑛第九号、「御請書」。
9-③	頁数無 記	御消息金子等通信ニ付請書②	琉球在留清原鏡秀・田原 法水	本山寺務所教育課	(明治)十年 八月二二日	26.2	20.1	豎折紙	瑛第十号、「御請書」。
10-①	50-51 の間	上京琉球人人名				15.1	24.3	一紙 (書)	綴込切紙
10-②	51-52	琉球人上京ニ付被下物等具込之件	教育課五級出仕細川千載	寺務所長少教藤原順明	明治十年七月 二五日	26.2	18.8	本願寺 折紙	「上申」。51頁ニ附箋(*17) 15.5×13.5
11	53-56	該地同行藩制ヲ恐怖候云云ヨリ件々具状	琉球在留清原鏡秀・田原 法水	本山寺務所教育課	(明治)十年 九月三日	27.1	20.0	豎折紙	瑛百十一号、「具状」。
12	57-58	九月三日該地同行上京ノ節過分ノ御取待被云 云件	琉球在留田原法水・清原 鏡秀	本山寺務所教育課	(明治)十年 九月三日	27.1	20.0	豎折紙	瑛百十二号
13	59-62	九月三日該地同行恐怖云々ニ付再応上申ノ件	琉球在留清原鏡秀・田原 法水	本山寺務所長兼中教正石 川輝台	(明治)十年 九月三日	27.1	20.0	豎折紙	瑛百十三号、「上申」。
14-①	63-64	武宮觀瀾ヨリ琉球景況田原書面合セテ上申	武宮觀瀾	瀧美少教正	(明治)十年 十月一日	23.5	15.7	折紙	
14-②	65-66	瀧美宛田原「上申」	在琉球田原法水	本山寺務所長兼九州寺務 所長少教正瀧美契縁	(明治)十年 八月二六日	27.0	20.0	豎折紙	「上申」
14-③	67-68	証文写	關所中各人名印		光緒三(明治 十)年六月	27.0	20.0	豎折紙	「証文写」
14-④	69-72	瀧美宛清原・田原「上申」	琉球在留清原鏡秀・田原 法水	本山寺務所長兼九州出張 所長少教正瀧美契縁	(明治)十年 九月三日	27.0	20.0	豎折紙	「上申」
15	73-74	該藩布教之儀ニ付内務省へ願	四級出仕小栗憲一	本課副長(瀧美)・本所 上局(石川輝台・徳家・ 護輪・徳原・小里川)	(明治)十年 十一月二六日	23.3	16.1	本願寺 折紙	差出：大教正一、内務卿宛文 案
16	75-76	内務省御指合之上八出張人御依頼状ノ等件向 案	教育課事務清原鏡秀・教育課 事(細川・益浦)	本課副長(瀧美)・本所 上局(石川輝台・徳家・ 護輪・徳原・小里川)	明治十年十一 月二二日	23.3	16.1	本願寺 折紙	75頁ニ附箋(*18) 15.2×3.0
17-①	77-78	九月廿五日藩致云云ニ付上申具状①	琉球在留清原鏡秀・田原 法水	本山寺務所長兼中教正石 川輝台	(明治)十年 九月二五日	27.1	19.7	豎折紙	「上申」
17-②	79-80	九月廿五日藩致云云ニ付上申具状②	田原法水			27.1	19.7	豎折紙	「具状」

17-③	81-84	九月廿五日蒲政云云二付上申具状③	瑛珠在留田原法水 (田原法水)	博多寺務出張所長少教正 瀧美契縁	(明治)十年 十一月十日	27.1	19.7	堅折紙	「具状書」
18	85-86	十一月十日該蒲廻行拘留相成候件日記略添	(田原法水)			27.1	19.7	堅折紙	「日記略」
19	87-88	十一月二十日拘引入獄日記ノ次書云云二付上申	瑛珠在留田原法水	寺務所長兼博多寺務出張 処長少教正瀧美契縁	(明治)十年 十一月十二日	27.1	19.7	堅折紙	「上申」
20-①	88-89	附箋(*20)ノ一名出張二付違書	教育副長瀧美契縁	寺務所長少教正藤原順明	明治十年十二 月二八日	15.7	37.0	一紙継 紙	綴込切紙書状、附箋(*19) 9.0 ×3.3
20-②	89-90	拘引入獄云云二付至急解獄ノ方法等向	瑛珠出張常瀧寺住職教 導瀧藤田原法水 (田原法水)	本山寺務所教育課	(明治)十年 十二月一日	27.2	19.5	野紙	「御向表」. 89頁に附箋(*20) 15.4×8.7
21	91-92	御本尊諸道具出強人等見込				27.2	19.5	野紙	「見込表」
22	93-98	拘引入獄件二付後地情実具状三紙	瑛珠出張田原法水	寺務所教育課	(明治)十年 十二月五日	27.2	19.5	野紙	「具状」
23	99-100	清原鏡秀へ下附ノ金円云云二付届	瑛珠出張常瀧寺住職教 導瀧田原法水	本山寺務所教育課	(明治)十年 十二月一日	27.2	19.5	野紙	「御届表」
24	101- 102	琉球回送物品目録				27.0	19.1	東派寺 務所録 紙	「琉球回送品記」
25	103- 104	拘引入獄云云二付内務省へ上申書案	録事沼傳淳	上局(藤原・石山療台・ 瀧美)	(明治)十年 十二月二十日	23.8	16.4	本願寺 野紙	差出：管長、内務卿宛文案
26-①	105- 106	寺務所長藤原冠蓮美「開申」	教育副長瀧美契縁	寺務所長少教正藤原順明	(明治)十年 十二月十三日	23.8	16.4	本願寺 野紙	
26-②	107- 108	該地人民免獄ノ法方相附ケ度云云上申二紙	瑛珠在留田原法水	本山寺務所	(明治)十年 十一月十二日	27.8	20.0	堅折紙	瑛八号、「上申」。107頁に附箋 (*21) 26.2×19.3
26-③	109- 110	教育課宛田原書簡	瑛珠在留田原法水	本山寺務所教育課	(明治)十年 十一月十二日	27.8	20.0	堅折紙	
27	111- 114	社内人民寺務役員出張ヲ渴望アル云云件々具 状	瑛珠在留田原法水	本山寺務所教育課	(明治)十年 十一月十日	27.8	20.0	堅折紙	「具状書」
28	115- 120	該地事情日記略三葉	瑛珠在留田原法水			27.8	20.0	堅折紙	「該地事情日記略」
29	121- 122	該簿取銷契約定トノ案文写		隣所中 五人組ノ「ナリ		26.2	19.3	一紙	「案文写」
30	123- 124	教育所宛小山長秋葉書	小山長秋	本願寺教育所	(明治)十年 十二月十二日	12.5	7.8	一葉	綴込葉書
31	125- 126	外国布教係宛田原・自見法難一件報告書簡	瑛珠在留田原法水 田原 法水	本山寺務所外国布教係	(明治)十一年 九月三十日	23.0	15.0	野紙	綴込野紙

【表の見方】史料番号：「綴込」目次を主に参考とし、合わせて各資料の内容を手がかりに分類して並べ直した。頁数：整頓時の記入と推測される資料天部の頁数。史料名称：ゴチツク体は「綴込」目次の内容を採用した名称。明細体は、資料内容に鑑みて付した。差出・宛先：敬称略。無記名で名前が推測される場合や押印のみがある場合は()で記した。年月日：内容から推測できる場合()で記した。備考：寸法の単位はcm。史料内題を「」で記した。

